

介護保険施設等運営指導基準

練馬区福祉部指導検査担当課

運営指導基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態		根拠の提示	改善報告
C	文書指摘	福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。	法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要	期限を定めて改善報告を行うよう指導
B	口頭指導	福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。 なお、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。	法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要	不要
A	助言指導	法令および通達等のいずれにも適合しているが、必要と判断した場合、適正な運営に資するものと考えられる範囲で、水準向上のための「助言指導」を行う。	直接的な根拠まで求めないが、具体的な理由の説明が必要	不要

練馬区における指定地域密着型通所介護事業所 等で提供する宿泊サービス事業

運営指導基準

— 令和6年4月1日適用 —

練馬区福祉部指導検査担当課

「法」＝介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)

「則」＝介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)

「指針」＝練馬区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備および運営に関する指針（平成 28 年 4 月 1 日 28 練福介第 423 号）

運営指導基準（宿泊サービス）

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	1 宿泊サービスの提供			
	(1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、もしくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供しているか。	指針第1の3(1)	・地域密着型通所介護計画書	C
	(2) 宿泊サービス事業者は、指針第1の3(1)の趣旨に鑑み、緊急時または短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供しているか。 なお、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情により連続した利用が予定されている場合においては、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者または法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討しているか。	指針第1の3(2)	・地域密着型通所介護計画書	C
	2 宿泊サービス事業者の責務			
	(1) 宿泊サービス事業者は、利用者の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めているか。	指針第1の4(1)		B
	(2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係るサービスの提供を行っているか。	指針第1の4(2)	・地域密着型通所介護計画書	C
	(3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスの	指針第1の4(3)	・地域密着型通所介護計画書	C

	提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供しているか。 また、宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に際し、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行っているか。 なお、居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況を勘案し適切なアセスメントを経たものでなければならず、安易に居宅サービス計画等に位置付けるものではないこと。 (4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供および運営にあたっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の法令等を遵守しているか。 3 従業者の員数および資格 (1) 宿泊サービス従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保することとし、宿泊サービスの提供を行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて、夜勤職員として介護職員または看護職員（看護師または准看護師をいう。）を常時 1 人以上確保しているか。 (2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士の資格を有する者、実務者研修または介護職員初任者研修を修了した者であることが望ましいこと。 なお、それ以外の介護職員にあっても、介護等に対する知識および経験を有する者であるか。 (3) 食事の提供を行う場合は、食事の介助等に対する知識および経験を有する者であるか。 (4) 緊急時に対応するための職員の配置または提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行っているか。 4 責任者 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から責任者	指針第 1 の 4 の (4) 指針第 2 の 1 (1) 指針第 2 の 1 (2) 指針第 2 の 1 (3) 指針第 2 の 1 (4) 指針第 2 の 2	・ 平面図 ・ 消防計画 ・ 就業規則 ・ 従業者の雇用契約書 ・ 資格の証明書	C C B C C C
--	---	---	---	---

	を定めているか。			
	5 利用定員 宿泊サービス利用者の利用定員は、当該指定地域密着型通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下であるか。ただし、指針第2の2(2)①の基準を満たす範囲であるか。	指針第3の1		C
	6 設備および備品等 (1) 必要な設備および備品等 宿泊サービス事業所は、宿泊室および消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、宿泊サービスを提供するに当たり適切な寝具等の必要な備品を備え、当該指定地域密着型通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理しているか。 なお、当該指定地域密着型通所介護事業所等の設備および備品等を使用する場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所等の利用者のサービス提供に支障がない範囲で使用しているか。	指針第3の2(1)	・ 平面図 ・ 消防計画 ・ 備品台帳	C
	(2) 宿泊室および消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、つぎのとおりとする。 ① 宿泊室 ア 宿泊室の定員は、1室当たり1人とする。ただし、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合は、2人とするができるものとしているか。 イ 宿泊室の面積は、1室当たり7.43平方メートル以上としているか。 ウ アおよびイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合、個室以外の宿泊室の定員は、1室当たり4人以下としているか。 エ 個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものと	指針第3の2(2)		C

	しているか。 なお、プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーテーションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するものではないこと。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものである。 また、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊することがないよう配慮しているか。 ② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しているか。			
	7 内容および手続の説明および同意 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、指針第4の10に定める運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容および利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。	指針第4の1	・ 利用契約書 ・ 重要事項説明書	C
	8 宿泊サービス提供の記録 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容および利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	指針第4の2	・ 宿泊サービス提供の記録	C
	9 宿泊サービスの取扱方針 (1) 宿泊サービスの事業者は、利用者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者の場合においては、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利	指針第4の3(1)		C

	用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行っているか。 また、利用者が法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者の場合においては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。			
	(2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	指針第 4 の 3 (2)	・重要事項説明書 ・宿泊サービス計画	C
	(3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。	指針第 4 の 3 (3)		C
	(4) 宿泊サービス事業者は、指針第 4 の 3 (3) の身体的拘束等を行なう場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録しているか。	指針第 4 の 3 (4)	・身体的拘束等を行った場合の記録	C
	(5) 宿泊サービス事業者は、自らその提供する宿泊サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	指針第 4 の 3 (5)		C
	10 宿泊サービス計画の作成 (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね 4 日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定地域密着型通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成しているか。 なお、4 日未満であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画	指針第 4 の 4 (1)	・宿泊サービス計画書 ・地域密着型通所介護計画書 ・宿泊サービス自己点検表	C

	を作成し宿泊サービスを提供しているか。			
	(2) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図っているか。	指針第4の4(2)		C
	(3) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、その内容について、利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付しているか。	指針第4の4(3)		C
	11 介護			
	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	指針第4の5(1)		C
	(2) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	指針第4の5(2)		C
	(3) 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	指針第4の5(3)		C
	(4) 宿泊サービス事業者は、指針第4の5(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	指針第4の5(4)		C
	12 食事の提供			
	(1) 宿泊サービス事業者は、栄養ならびに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。	指針第4の6(1)		C
	(2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。	指針第4の6(2)		C
	13 健康への配慮			
	宿泊サービス事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携	指針第4の7		C

	し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供しているか。			
	14 相談および助言 宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	指針第4の8		C
	15 緊急時の対応 宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	指針第4の9		C
	16 運営規程 宿泊サービス事業者は、つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めているか。 （１）事業の目的および運営の方針 （２）従業者の職種、員数および職務の内容 （３）サービス提供日およびサービス提供時間 （４）利用定員 （５）宿泊サービスの内容および利用料その他の費用の額 （６）宿泊サービス利用に当たっての留意事項 （７）緊急時等における対応方法 （８）非常災害対策 （９）その他運営に関する重要事項	指針第4の10	・ 運営規程	C
	17 勤務体制の確保等 （１）宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めているか。	指針第4の11(1)	・ シフト表	C

	(2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響をおよぼさない業務については、この限りではない。 (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	指針第4の11(2) 指針第4の11(3)	・研修計画 ・研修報告書	C C
	18 定員の遵守 宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供は行ってはならない。	指針第4の12	・業務日誌 ・サービス提供の記録	C
	19 非常災害対策 宿泊サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	指針第4の13	・消防計画 ・防災計画 ・訓練の記録	C
	20 衛生管理等 (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じているか。 (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	指針第4の14(1) 指針第4の14(2)		C B
	21 掲示 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	指針第4の15		C

22 秘密保持等

- (1) 宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人情報の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。

指針第4の16(1)

C

指針第4の16(2)

C

指針第4の16(3)

C

23 広告

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとしていないか。

また、介護保険サービスとは別のサービスであることを明記しているか。

指針第4の17

C

24 苦情処理

- (1) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。

指針第4の18(1)

- ・苦情対応マニュアル
- ・苦情受付簿
- ・対応記録

C

- (2) 宿泊サービス事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

指針第4の18(2)

C

25 事故発生時の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。

指針第4の19(1)

- ・事故対応マニュアル
- ・区、家族、居宅介護支援員への報告記録
- ・事故に関する記録
- ・事故発生報告書

C

	(2) 宿泊サービス事業者は、の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しているか。 (3) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこなっているか。		・ヒヤリハットの記録	C
	26 宿泊サービスを提供する場合の届出 (1) 指定地域密着型通所介護事業者等が指定地域密着型通所介護等の提供以外の目的で、指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し、宿泊サービスを提供する場合には、宿泊サービスの内容を宿泊サービスの提供開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者等に係る指定を行った区等（以下「指定権者」という。）に届け出ているか。	指針第4の20(1)		C
	(2) 指定地域密着型通所介護事業者等は(1)で届け出た内容に変更または休止した当該宿泊サービスの事業を再開した場合は、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出ているか。	指針第4の20(1)		C
	(3) 指定地域密着型通所介護事業者等は、当該宿泊サービスを休止または廃止する場合には、その休止または廃止の日の1月前までに指定権者に届け出ているか。	指針第4の20(1)		C
	(4) 指針第4の20(1)から(3)までの届出を練馬区に行うときは、指針様式1による指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する（開始、変更・再開、休止・廃止）届出書および指針様式2による宿泊サービス届出書付表により届け出ているか。 ※(1)の規定による宿泊サービスの開始の届出、(2)の規定による変更等の届出および(3)の規定による休止等の届出（以下「サービスの開始届出等という。」）は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とサービスの開始届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信さ	指針第4の20(1)		C

	れ、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあつては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により行うものとする。			
	27 調査への協力等 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために都道府県および区市町村が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には必要な改善を行っているか。	指針第4の21		C
	28 記録の整備 (1) 宿泊サービス事業者は、従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しているか。 (2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① 2に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録 ② 指針第4の3(4)に定める身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 ③ 指針第4の4に定める宿泊サービス計画 ④ 指針第4の18(2)に定める苦情の内容等の記録 ⑤ 指針第4の19(2)に定める事故の状況および事故に際して採った処置についての記録	指針第4の22(1) 指針第4の22(2)		C C
	29 運営推進会議への報告 宿泊サービス事業者は、指定地域密着型通所介護事業者等が開催する「運営推進会議」（練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例（平成24年12月練馬区条例第58号）第61条の17または第82条に定める会議をいう。）に対し、宿泊サービスの活動状況等を報告し、	指針第4の23		B

	評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるよう努めているか。			
--	--	--	--	--